

ファイナンシャル プランナーに



— 知っていたらちょっと得する家造り —

聞く

Vol.6

「税制
改正大綱」

について

ASK a FINANCIAL PLANNER

家造りの際には、分からない事やちょっとした困難に直面することがあります。そこで、知っていればちょっと得をする方法や、今さらこんな事聞けないけど…というお話をファイナンシャルプランナーに解説して頂きます。

今月の Question

今回の税制改正で家づくりはどう変わるんですか？



Answer

現時点では、税制改正大綱の段階なのですが、今後の通常国会で審議され3月末日までに成立する予定です。そして3月末日に成立すると1月に遡って適用されるものもあります。

その中で家づくりに影響が大きいのは『住宅取得資金の贈与の特例』が3年間延長される事です(非課税枠)

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-----|---------|---------|---------|
| 特例枠 | 1,500万円 | 1,200万円 | 1,000万円 |
| 一般枠 | 1,000万円 | 700万円 | 500万円 |

※特例枠とは、省エネ、耐震住宅の基準を満たした住宅ですが、現時点では確定していません。この金額に暦年課税の基礎控除110万円を加えた額が非課税になります。また、相続時精算課税制度は緩和されます。

- ・贈与者の条件が65歳以上の親から60歳へ引き下げられます。
- ・受贈者の条件が20歳以上の子から子と孫へと拡大します。

相続税と贈与税が課税強化される事が濃厚なので、住宅取得資金の贈与の特例制度は、益々検討が必要ですね。

平成24年1月1日に遡って適用される事が予測される課税強化法案

- ①相続税の基礎控除の引き下げ ②相続税率のアップ ③贈与税の税率もアップ



セナの 家造りサポーターになりたい!

FP(ファイナンシャルプランナー)を目指してアシスタント修行中の私、セナが、家造りの初歩の初歩の疑問をひとつひとつ解決します!



■そもそも、家づくりと相続税は関係があるのでしょうか。

家づくりに関する資金(住宅取得資金)に限っては、贈与を受けても税金がかからない非課税枠があります! しかも、両親からだけでなく、祖父母からの贈与も対象になりますので、将来の相続税が気になる方は、家づくりをきっかけに、この制度の活用を考えてみてはどうでしょうか。